これは、ほかならぬ東京電力の原発のストレステストであるということにおいて、脱原発へ進めるかどうかのまさに正念場である。

ストレステストの審査は、9 月以降、原子力規制庁に引き継がれ、保安院の意見聴取会も再編されるであろう。しかし、このままでは、今の保安院の体制がそっくり規制庁に移行し、何も変わらない恐れがある。今後とも、科学者・技術者の立場から柏崎刈羽原発の再稼働を許さない活動を強めてゆきたい。

原発ストレステストの経過と問題性

筒　井　哲　郎
（プラント技術者の会）

1．ストレステストの経過

2011 年 7 月 22 日、原子力安全・保安院は、12 電力事業者に対して、ストレステストを実施するよう指示した。ストレステストは「一次評価」と「二次評価」に分かれ、「一次評価」は定期検査で停止中の原発の運転再開の可否について判断するため、「二次評価」は、運転中の原発の運転継続又は中止を判断するという目的を掲げている（つまり、「一次」も「二次」も短時日で済むという前提で、全原発が停止するという事態を想定していなかった）。

それを受けて、一次評価報告書は、2011 年 10 月 28 日の大飯 3 号機を皮切りに、2012 年 6 月末現在で 22 基の原発について提出された。二次評価報告書は 2011 年末までに提出するよう保安院が要請していたが、まだ 1 通も提出されていない。この二次評価については、先行している EU のストレステストの内容や、IAEA の日本政府に対する勧告を参照して、保安院が新たな実施内容を策定中である。

保安院が報告書を審議するために、学識経験者の意見を参考に聴取するという目的で、「ストレステスト意見聴取会」が構成され、11 名の委員が任命された。そして、2011 年 11 月から 2012 年 6 月末までに 17 回の意見聴取会が開催されている。

意見聴取会の議事は、事業者による報告書の説明→委員との間の質疑→保安院による論点整理→保安院による審査書の発行という順序で進められた。

委員として、KK の会からは井野博満さん、後藤政志さんが参加された。このことによって、ストレステストの運営形態と技術問題の両面にわたって、当局側の再稼働に向けた恣意的なとりまとめの不当性を広く世に知らしめる契機になった。

2．判断基準の問題

安全裕度を評価する技術上の手法は、(1) 地震、(2) 津波、(3) 地震と津波の重畳、(4) 全交流電源喪失、(5) 最終的な熱の逃がし場（ヒートシンク）の喪失、(6) その他のアクシデントマネジメントについて、どれだけの強度的な余裕あるいは時間的な余裕があるかををコンピュータシミュレーションで算出する、というものである。

たとえば、津波については、想定津波高さを従来の土木学会の基準に対して 9.5m 加え、浸水対策（堤防かさ上げ、水密扉の設置など）の対策を施すなどの後付けをしたうえで机上のシミュレーションを実施し、安全裕度が高まったとしている。

しかし、このシミュレーションでは、地震については重大な欠陥がある。すなわち、地震における外力を規定する基準地震動 Ss として、2006 年に改訂した値（柏崎刈羽のみは 2007 年の実測値により改訂）をそのまま採用しており、柏崎刈羽の教訓や福島の教訓を水平展開してい

ない。また、各原発近傍にそれぞれ指摘されている直下型地震を引き起こす活断層を考慮していない。つまり、活動期に入った日本列島の地殻に係わるプレートテクトニクスと、各原発サイトの地盤条件に係わる最新の知見（変動地形学など）を排除しているとしか考えられない。おそらく、Ss や直下型地震の判断基準変更は、原発設備全体の骨格を不合格判定に導くだろう。後付け対策ではこのような障害を解消できないので、地震に関する判断基準変更を意図的に排除しているのだと思う。つまり、現行のストレステストにおける地震の基準は、合理的な地震のリスクをカバーしていない。

3．審査主体の問題

保安院は、ストレステスト意見聴取会が、「原発についての総合的評価」をするものだと言いながら、地震・津波問題や高経年化問題についてはそれぞれ別の意見聴取会を設けているという理由で正面から取り上げていない。このため、ストレステストは「総合的評価」にはなっていない。そして、「意見聴取会」の委員たちの意見は、保安院が聞き置くだけであって、審査書の結論は保安院が恣意的に導く構造になっている。

意見聴取会の委員のうち、少なくとも3名は利益相反が報道されている。また、保安院の要請に基づいて報告書の審査にあたっているJNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）の職員の多くは、各電力事業者のもとで報告書作成を担っている当該原子力プラントメーカー（三菱重工・東芝・日立など）の出身者である。これらも審査の公平性を損なっている。

そして、再稼働の最終決定を行うのは、保安院や原子力安全委員会ではなくて、首相と関係3閣僚であるとされている。

この度の大飯原発 3、4 号機再稼働の判断は、関西電力管内の電力不足を理由に野田首相の強い意向で行われたと伝えられている。果たして保安院がリスクを正確に伝えたのであろうか。審査書は「実施手順に従って安全評価を終了した」とだけ結論づけている。もし大飯原発で事故が起こったら、保安院と政治家は、互いに相手に責任を転嫁し合うに違いない。

4．残された問題

ストレステストの構造自体の曖昧な性格について上に述べたが、さらに下記の重要な問題が残されている。

－30 項目の安全対策の積み残し
－活断層などの最新知見の反映
－市民の意志の反映
－規制庁が引き継ぐストレステストの形態

このように数々の問題を積み残したまま、大飯原発の再稼働だけが進められてしまった。このこと自体が、再稼働ありきで進められたストレステストの本質を示している。

とはいえ、我々がこれを放置し、監視を弱めれば、原子力推進側に利するだけである。法的にも論理的にも裏付けが乏しいストレステストではあるが、これをできる限り活用すべく、今後とも監視を続けていかなければならない。

ストレステスト意見聴取会で発言する後藤委員。左は井野委員。意見聴取会の様子は原子力資料情報室の Ustream でご覧になれます。http://www.ustream.tv/channel/cnic-news